

イスラエルによる パレスチナ人支配の実態

——経済・社会的側面を中心に——

松 村 昌 廣

今年の夏、クリントン米大統領はイスラエルのバラク首相とパレスチナ自治政府のアラファト代表とをキャンプ・デイビッドに招き、パレスチナ国家樹立についての会談を持った。包括的な中東和平の実現にとって核心的な重要性を持つこの会談は、ユダヤ教、イスラム教、キリスト教の聖地が位置するエルサレム旧市街地の帰属問題を巡り紛糾し、暗礁に乗り上げたままである。

ここで念のために確認しておくと、パレスチナ地域という概念は古くから存在するが、法的に確定した領域を持ったのは第一次世界大戦後、イギリス委任統治領「パレスチナ」が初めてである。この論文で「パレスチナ人」という時には、1947年にイスラエル国家が成立した後、そこに残された旧英委任統治領「パレスチナ」のイスラム教徒アラブ人のことを指す。(このほか、周辺アラブ諸国を含め世界中に離散したパレスチナ人の存在を忘れてはならないが、これらの人々については本稿では取り扱わない。) 現在、パレスチナ自治政府の支配する領域(ガザ地区とヨルダン川西岸の約40%の面積)は290万の人口を抱えるが、それ以外にもイスラエル領に多数のパレスチナ人がいる。インターネット上の自治政府発表の統計によると、1947年、1956年、1967年、1973年と四度におよぶ中東戦争は260万人のパレスチナ難民を産んだが、

キーワード：パレスチナ、経済・社会開発、ヨルダン川西岸、ガザ地区、イスラエル

このうち、僅かに38%，約100万人が占領地域（ガザ地区とヨルダン側西岸）にいる。

今回の中東和平会談と同じころの7月23日から8月5日までの二週間、私はイスラエルおよび占領地域にあるパレスチナ人地域を視察するとともに、キャンプ・デビッド会談に対するイスラエル側とパレスチナ側の双方の反応を観察する機会をえた。視察は「パレスチナ問題」を顕著に抱える首都のエルサレム、ヨルダン側西岸の主要都市（ジェリコ、ベツレヘム、ヘブロン）、ガザ地区、そして北部のナザレに焦点を定めた。中東和平の長期的な展望は、その解決および解決方法の正当性、つまり、民衆の支持にあるとの観点から、このリポートではパレスチナ人の日常生活の経済的、社会的側面の実態を考察する。

1 社会構造と移動の制限

今日、イスラエルおよび占領地には、四つの階級がある。（ここでは、議論の都合上、ユダヤ人社会の中での区別は問わない。）ユダヤ人を頂点に、その下には、キリスト教徒、ドルーズ派などの少数諸派、その次に、イスラエル独立時にその領域に留まったイスラム教徒およびその子孫、そして最下層に占領地の住民とイスラエルの迫害を恐れて現在のイスラエル領とされる地域から逃ってきたパレスチナ難民、これら四つの階級である。

現在、イスラエルは徴兵制を採っている（ただし、女性は拒否できる）が、実質的に兵士になれるのはユダヤ人と第二の階級である少数諸派だけである。第三や第四の階級に属するパレスチナ人は国軍兵士への道から締め出されている。ドルーズ派はコーランを否定し、イスラエル北部の都市、ティベリアの西にあるナビー・シュアイブ聖廟などを巡礼するイスラム教の変種である。パレスチナ人は、ドルーズ派をイスラエル国家体制を支持し利益を受けてい るとの理解からは、「裏切り者」と呼んでいる。

1998年のイスラエル中央統計局発表によると、イスラエルの人口は600万人とされるが、非ユダヤ人（その殆どはパレスチナ人）はその四分の一を占め

る。(ただし、このデータがガザ地区、ヨルダン川西岸などにおける様々な法的身分のパレスチナ人をどれだけ含むか定かではない。) ユダヤ人国家側は、民主主義体制の下でパレスチナ人の力を押さえ付けるため、当然、パレスチナ人に参政権を持たさないように国籍取得の条件を厳しく制限している。このためイスラエル国籍を有するパレスチナ人は極く少数となり、定員120名の国会（クネセット）でパレスチナ議員は5名である。他方、占領地のパレスチナ人うち難民でないものはイスラエル国籍を持たない定住者（permanent residents）となる。彼等のパスポートは占領前の国のも（例えば、ヨルダン川西岸ではヨルダンのパスポート）であるが、空港での出国にはイスラエル発行のトラベラーズ・パスをパスポートに代わって使用せねばならない。（トラベラーズ・パスは形、大きさともパスポートと同じである。）

ユダヤ人国家はパレスチナ人に対して地域毎に異なる色の身分証明証を発行して取り締まり、占領地域からの移動を厳しく制限している。例えば、東エルサレムにあるオリーブ山は観光地としてはエルサレム旧市街地と一体であるが、ここは占領地のヨルダン川西岸である。第三次中東戦争の結果、1967年にイスラエルに占領されたが、ここのパレスチナ住民はヨルダンのパスポートを持ち、イスラエル発行の青色の身分証を携帯させられている。青色証は、外部と遮断されているガザ地域を除いて、原則として移動は自由である。黄色証の地域であるジェリコ、ベツレヘム、ヘブロンなど、他のヨルダン側西岸の都市や緑色証の地域であるガザ地域から青色証の地域へは許可なく移動できない。ガザ地区からは厳しい出入境管理のため基本的には移動できないが、その他の地域からの移動は物理的には可能である。しかし、無断の移動が路上で頻繁になされる身分証検査で判明すれば、500米ドル相等の罰金が科される。この額を捻出するには、平均的なパレスチナ人労働者だと飲まず食わずで三ヵ月はかかる。

パレスチナ人は、結婚や家族の離散状況の解消（family reunion）に伴う身分証の変更もイスラエル官憲の恣意的な裁量に左右されるため極めて難しいと認識している。例えば、オリーブ山付近に在住する或るホテル従業員は青

色証を持つが、黄色証を持つ女性と結婚して、この女性の身分証を青色証に変更しようとしたところ、申請から取得までまる一年かかった。しかも、イスラエル当局から却下されたり放置されるのが日常茶飯事のなか、変更・取得できたことは幸運であったようだ。また、オリーブ山にある総合病院職員は青色証を持つが、1967年当時、ヘブロンにいた家族は黄色証しか持てず、その結果、職員本人はヘブロンに行くことはできても、家族はエルサレムにくることはできない。そこで、なぜ家族の離散状況を解消をしないのかと尋ねると、イスラエル当局がエルサレム圏のパレスチナ人の数を抑さえる政策を暗黙に採っているため、実質的に不可能であるから申請しない、と答えた。

ユダヤ人国家によるパレスチナ人の管理は体系的かつ周到であるが、パレスチナ側に不満が鬱積している。

2 治安維持の仕組み

パレスチナ人は圧倒的な武力を有するユダヤ人国家に対して正面から抵抗する力を持たないため、日常的な不服従だけではなく、時としてテロ活動やインティファーダなど過激な抵抗方法に訴えてきた。このため、イスラエルは周辺諸国の正規軍や民兵組織との武力紛争に備えるだけではなく、国内と占領地の治安維持にもかなりの力を割いてきた。徴兵で駆り出された兵士の相当な割合は、この種の治安維持活動に充てられている。治安上の拠点やキブツ（占領地に飛び地として存在する入植地）は言うに及ばず、例えば、首都エルサレム都心の繁華街も警戒の対象になっている。

テロ活動に対する空港での警戒は異常ともいえる厳しさである。欧洲の主要都市からの航空便については出発国側が検査し、パレスチナ人「テロリスト」が乗り込む可能性が低い。そのため、イスラエルへの入国に際しては渡航目的と身分の確認など比較的簡単に手続きが終わる。しかし、「テロリスト」の搭乗や爆発物が仕掛けられる可能性のある出国の際には、検査官二人一組による一回20分ないし30分程度の尋問を別々のチームで二回、つまり40分から60分の尋問を受けねばならない。二回目の尋問では、一回目の内容と食い

違いがないか執拗に確認する。研究者として個人旅行した私の場合はとりわけ周到な尋問があり、身分、渡航目的、全旅程（寺院や遺跡の名前、場所、特徴を含む）、面会相手の名刺、面会を予約するためのFAXレター、卓話の内容、宿泊先の領収書など、提示しながらの説明を求められた。検査官はこのような尋問を、旅行者本人がずっと自分の荷物を管理していたか、つまり、爆発物などを本人が知らないうちに機内に持ち込まされないようにするためにの確認作業の一環として正当化していた。また、空港ではほぼ20分おきに警備員がごみ箱を検査して、爆発物など危険物が仕掛けられていないか確認するために巡回していた。

その他、長距離バスでは、座席の後部三分一程度が、常に警備地域に赴く兵士によって占拠されている。兵士たちは実弾入りの自動小銃を携行しており、実質上、個別のバスを警備している効果がある。

ユダヤ人国家は占領地を三つの地域に分類している。A地域ではイスラエル政府が治安分野でも経済・教育・福祉分野でも全てを掌握している。B地域では治安分野をイスラエル政府が担当し、その他の民生分野をパレスチナ自治政府が管轄する。そして、C地域では全ての分野をパレスチナ自治政府が掌握する。C地域には、パレスチナ自治政府の本拠があるガザ地区、ヨルダン川西岸のジェリコやインティファーダで有名なヘブロンなどがある。

C地域であるジェリコには有名な古代シナゴーグ（ユダヤ教会）があり、ここを聖地として警備するイスラエル軍はパレスチナ治安部隊とともに巡回していた。イスラエル部隊だけで巡回すると狙撃や攻撃を受ける可能性があるため、パレスチナ側、イスラエル側と交互にジープ二台づつ、自動小銃と防弾チョッキなどでフル装備した兵士を乗せて行う。私の訪問した時は、キャンプ・デービット会談が不調に終わりつつあり、会談決裂が紛争再開に繋がるのではないかとの懸念が強まり、両者の間に緊張感が高まっていた。

同じくC地域であるヘブロンにはアブラハム、イサク、ヤコブと彼等の妻の墓である「マクベラの墓」があり、聖地としてイスラエル軍の部隊が警備している。聖地を守ろうとするユダヤ人が五百人程度の入植地を形成してお

り、これも警備の対象となっている。インティファーダの際にテレビ・ニュースでも見られた、鋼鉄製やコンクリート製の見張り櫓やバリケードはそのままである。

C地域であるガザ地区は外部と遮断されており、イスラエル側との境界にはコンクリートの塀で囲まれた五箇所の検問所がある。ガザ地区の南端、エジプト側との境界は、手前からパレスチナ自治政府治安部隊、イスラエル国境警備隊、エジプト国境警備隊の三重の警備となっており、在りし日のベルリンの壁を想像させる。ガザ居住のパレスチナ人がガザ国際空港から出国する場合、表面的にはパレスチナ自治政府の官憲が取り次ぐものの、許可はコンピューター検索システムを管理するイスラエル官憲が決定している。イスラエルへの「出境」にはもっと露骨な検問がある。また、ガザ地区は失業率が極めて高く（約20%で、ヨルダン川西岸の二倍の高さ）、十万人を超えるパレスチナ人が、早朝と夜、単純肉体労働者としてイスラエル側に出稼ぎに入りする。この状況は、アパルトヘイト時代の南アフリカが国際社会から承認されなかつたトランスクライなどをホームランド（傀儡黒人国家）を「独立」させたことを彷彿とさせる。

ガザ地区のうち40%はユダヤ人入植地となっている。中には最小十七家族だけの小さな入植地がパレスチナ人社会に囲まれて存在し、イスラエル軍部隊が厳重に警備している。また、ユダヤ人専門のビーチやその付属施設があり、警備の対象になっている。概して、ガザ地区の警備拠点はジェリコやヘブロンの場合とは異なり、ユダヤ教聖地の警備とは関連がなく、領土獲得や既得権益の確保という色彩が強い。

ユダヤ人国家は治安維持のために大きな経済的、社会的コストを払っている。

3 経済生活と教育・就職問題

イスラエルの国家体制の下では、事実上、パレスチナ人は公職や基幹産業での職から排除されており、周辺的な部門でしか経済活動に従事できな

い。ガザ地区では雑貨などの軽工業や組立作業を中心とした製造業も若干存在するが、パレスチナ民族資本による製造業は極めて弱体である。エルサレムなど観光産業が盛んなところでは、ホテル、観光案内、タクシー、運送などで巡礼者を中心とした外国人の落とす外貨を生活の糧にすることができる。占領地のパレスチナ系大学やヨルダンなどのアラブ諸国の大学を卒業しても、観光案内兼タクシーの運転手というのは珍しくない。観光地以外では低賃金労働や失業の問題を抱えおり、これらの問題は各地の難民キャンプでは最も深刻である。1950年に設立された国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)がエルサレムをはじめてとして各地に事務所を展開し、今日でもパレスチナ難民の生活を経済面、福祉面で支えている。

皮肉なことに、経済的な矛盾はパレスチナ自治政府の本拠が置かれているガザ地区において最も顕著である。イスラエルへの「出稼ぎ」は十万人を超えると考えられるが、ここ数年、イスラエル側はタイ人や東欧人をサービス産業部門に大幅に導入し、パレスチナ人労働者への依存を低下させた。このため、イスラエル経済に大きく依存するガザ地区経済に大きなダメージを与えていている。就職が難しい中、治安部隊への就職が大学卒業者の羨望の的となる大きな歪みが生まれている。

パレスチナ自治政府は二万一千人の治安部隊（警察を除く）を保有しているが、それを支える財政的な基盤は極めて脆弱である。税率はイスラエルと同じ税法により、所得税は5%，付加価値税は17%であるが、税収は一般行政費や社会・福祉サービスに費やされている。事実、自治政府は海外からの経済援助に依存し、道路、学校などの経済・社会インフラを建設しているのが実情であり、治安部隊の経費を捻出するにはかなり無理がある。確かに、自治政府は毎年、80億円から100億円に相当する額を米国からは軍事援助(FMA)で得るなど、治安部隊7000人分の費用は一応確保されている。しかし現在の部隊規模を考えれば、必要経費の三分の一にしかならないわけで、隊員に十分な給与を支払うには他の財源が必要となる。

ガザ地区居住のパレスチナ知識人たちは、自治政府が電気、ガス、水道な

どの公益事業に賦課金を課し、イスラエルへの花の輸出を自治政府直轄の独占体によって「ピンハネ」して金を絞り上げている、と語る。自治政府がガザ地区に樹立されるまでは、外部との往来は比較的自由であったし、地域経済も自由市場経済に近いものが機能していた。ガザ地区のビジネス・エリートは自治政府に対して直接、投票行動によって影響力を行使できないことに強い不満を持つ。自治政府はアラブ諸国を中心に離散したパレスチナ人により選ばれたパレスチナ国民会議を基盤としているが、本拠を置かれるガザ地区の住民の利害を必ずしも反映していない。

ガザ地区には二つの総合大学があるが、このうち大きな方であるアル・アズハール (Al-Azhar) 大学を訪ねた。学生数は12500人程度、博士号を持つ専任教員数は約110名で、図書館の蔵書は全部で5000冊もない。資金不足が深刻で、医学部の新校舎はインドのODAで建ててもらい、医療器具は日本のODAで支給してもらうなど、海外からの援助に大きく依存している。同大学の広報担当によると、自治政府は大学に対して定期的な補助金は拠出せず、不定期、臨時にしか資金を援助しない。隣にハマスなどパレスチナ過激派の政治イデオロギーを支持するイスラム大学 (Islamic University) があり、大学への予算援助ということになるとイスラム大学へも援助せねばならなくなるため、それを回避するために自治政府は恒常的な補助金をどの大学にも出さない、と語った。

アル・アズハール大学は毎年三千人を超える卒業生を輩出するが、就職率は極めて低い。(同大学の広報担当は、あまりの低さに数字をあげるのを躊躇した。それでも中流階層以上では、男性は大学を出ていることが就職の最低条件であり、女性は結婚の条件であるため、応募者は増え、入学競争率は高まる傾向にある。普通の労働者では子弟を大学に通わせるのは経済的に無理であると示唆した。) それでは、「何年ぐらい待てば、どのような方法でどのような職業につけるのか」と訪ねると、「2,3年して、運がよければコネを利用して、治安部隊の隊員になれる」と答えた。他の聞き取りと総合すると、大学や治安部隊が失業を顕在化させない機能をもつこと、また、治安部隊へ

の就職斡旋が汚職の温床となっていることが窺える。財政的な制約を考慮すると、安全保障上の理由や自治政府の権威付けなどの要因によって現在の治安部隊の規模を説明するには無理があろう。

ガザ地区の住民は自治政府の存在を必ずしも歓迎していない。自治政府樹立後、結果的にイスラエルによる建築制限が撤廃され、二階建以上の建築が許されることになった。現在、ガザ地区は新築・改築ブームである。居住環境は、以前のかなり劣悪な状況からは改善されつつある。しかし、道路の拡充・舗装、上下水道設備の改善、学校の建設など、経済・社会インフラの建設は外国の経済援助頼みの状況である。自治政府の正当性は、海外から経済援助をどの程度引き出せるのかにかかっている。

4 医療問題

イスラエル国家は青色の身分証を持つパレスチナ人にはユダヤ人と同じ公的医療保険制度を適用するが、それ以外のパレスチナ人には適用しない。多くのパレスチナ人、とりわけパレスチナ難民が多産でかつ経済的に困窮していることを考慮すれば、問題は深刻である。

青色以外の身分証を持つパレスチナ人が、その経済能力の範囲で先進国の標準的な総合病院に相等する医療サービスを受けようとすれば、世界ルーテル派教徒連盟 (The Lutheran World Federation) の経営により東エルサレム・オリーブ山のあるオーガスタ・ビクトリア病院に行くしかない。(あとで詳しく述べるが、ガザ地区にある地元の総合病院は極めて低いレベルの医療技術しか持たない。) 難民生活の心理的負担や経済的問題から心臓病や糖尿病の患者が増えているが、これらの治療はこの病院でしか十分に受けられない。ビクトリア病院は平均して日に100人、年間3万人内外の患者に施療している。また、ヨルダン川西岸では、同連盟の経営する僅か五つの診療所が25村、約4万人の健康をあずかっており、パレスチナ自治政府もこれに依存せざるをえない状況である。病院財政については、当然、イスラエル政府は何ら経済的な補助を与えず、そのため、人件費や管理・運営費については海外のル

一テル派教徒・教会からの寄付金に、高額な医療機器の設置については日本を含め西側先進国の経済援助に依存している。最近は近代的な経営方法で単年度ベースでは赤字は縮小の方向にあるが、累積赤字のために病院は慢性的な資金不足にある。

あるガザ地区の知識人によると、同地区では家族の人数に拘わらず毎月百米ドル相等を支払うと、パレスチナ自治政府が運営する公的医療保険により医療サービスを受けることができる。しかし、ガザ市にある公営の総合病院では、手術後の治療、院内感染、（血液型の誤認による）輸血の失敗などにより「病院から生きて出られない」ケースが増えている。

その知識人によると、件の総合病院で内科部長の医師に依頼して自分と配偶者の血液検査をしたところ、Rh- の結果が出たため、他の病院やクリニックあと五回の検査を重ねた。すると半数は Rh+、あと半数は Rh- との検査結果が出た。最終的には個人クリニックで医者陪席のもと、専門書を参照しながら自分で試薬を垂らして検査結果を確認したところ、Rh+ であった。次に、この検査結果を持って、一番最初の総合病院の内科部長のところにもどり、再度検査を要求したところ、結果は Rh+ と出た。「これで私は三回も殺されたことになる」と憤った彼は、検査結果を示す書類を全て携えて自治政府の保健省に駆け込んだが、件の内科部長に対して医師免許の停止や剥奪の措置はとられなかった。この知識人は、大学での医師養成教育に大きな問題あるとともに、低い医学専門教育のレベルを背景に、医療行政と現場との癒着や腐敗がある、と語った。

ガザ地区ではイスラエル国内で容易に入手できる医療用薬品が手に入らない。ある知識人によると、本人が指の化膿がひどく、上記のガザ市にある公営総合病院で治療してもらおうとしたが、担当医師が対処できなかった。そこで、ガザ地区での治療を諦め、イスラエル側で治療を受けようと、今度はガザ地区を合法的に出るためにイスラエル当局に許可を申請した。しかし、当局からは梨の礫であった。そこで、個人的な伝を頼りパレスチナ自治政府高官に依頼し、五日間のガザ地区からの外出の許可を得た。（緊急の場合、取

り決めによりイスラエルへフリー・パスで越境できる公用車＜ベンツ＞を持つ自治政府高官に賄賂を渡して、イスラエル側の病院に行くことがあるという。) この知識人はイスラエル側の病院で治療の後、ガザ地区にもどり治療費の請求を公的な医療保険に行ったが、地区外の治療であるとして治療費は支給されなかった。また、化膿の治療に必要な免疫抑制剤をガザ地区では入手できず、また、そうそう容易にイスラエル側にいけないため、ロンドンにいる友人に免疫抑制剤を郵送してもらっている。しかも、イスラエル側の郵便検査があるため発送後、手元に届くまで二ヵ月を要する。もちろん、この薬代は保険の対象にはならない。

パレスチナ人の医療問題は、経済、教育、移動の制限などの諸要因による極めて複合的で複雑な性格を有する。

5 土地問題

パレスチナ問題の長期的な展望を探る際に忘れてならないのは、土地問題である。ユダヤ人からの迫害を恐れて、パレスチナ難民は現在、イスラエル領となっている地域からヨルダン川西岸やガザ地区に着のみ着のままで逃げてきた。その結果、彼等の住居や不動産はそのまま放置された。ユダヤ人国家は手前勝手な法律を制定して、放置された建物の修理を禁止したり、主がない家屋や土地を一方的に没収したりしている。また、没収した土地にキブツ（ユダヤ人の入植地コミュニティー）を建設し、既成事実を作り上げようとしてきた。たとえば、イスラエル北部のナザレでは、パレスチナ側による「ユダヤ人による土地、家、不動産の没収に断固反対！」との英語による垂れ幕を見かけた。

難民を受け入れた地域では、当然、難民キャンプが造られたが、その土地の所有者は土地代を難民から得ていない。地主からすれば、この状態は不法占拠であり、しかも古いものはキャンプ設置後、50年が経ち、最初の所有者が亡くなり遺産相続関係が錯綜している場合が多い。さらに、現在、ガザ地区やヨルダン川西岸に居住するパレスチナ人地主でイスラエル領内に土地を

所有している場合は、所有地が「主のいない土地」として没収されようとしても、移動制限のため所有地に行くことすらできない。

それでは、ユダヤ人国家による土地没収や「廃屋の撤去」が合法かというと、大きな障害がある。英國は委任統治領としてパレスチナを支配する際に税徴収の目的で精巧な土地台帳を作り上げ、委任統治終了の際にこの土地台帳の原本をそのままロンドンに持ち帰った。現在、ロンドンでこの台帳のオリジナルを閲覧できるし、隣のヨルダンでは写しが存在し、コンピュータ検索ができる。

あるガザ地区の大地主の末裔は、この土地台帳に基づきイスラエル領内にある自分が相続すべき土地の返還を求めて、イスラエルの裁判所に訴えた。通常、占領地のパレスチナ人は移動制限のためそもそもイスラエルの裁判所に行くことができないし、また、かりに行けたとしてもパレスチナ人ゆえに原告適格性を欠いていると判断され、門前払いを食うそうである。しかし、彼の場合は運よく母親がアメリカ人であり、そのため、ガザ地区に居住しているとはいえ米国籍であったことから、アメリカ人として原告となり正式の裁判となった。しかし、祖父が所有していた土地の20%にあたる部分しか所有権が認められなかった。しかも、残りの80%に対する権利を放棄する（正確には、権利がないことを確認する）という条件の下に、この20%に対する権利を認めるという判決であったため、物別れに終わった。

イスラエル側では既に没収した土地の上にユダヤ人が居住していることから、パレスチナ難民が父祖の地の我が家に戻り、もとどおり住むという選択肢は、事実上、ありえない。紹介した地主の見解では、イスラエル建国後、アラブ諸国を中心に世界中から離散ユダヤ人がイスラエルへ移住する際に、もとの居住国での不動産をそのまま放置しており、これが現地で不法占拠されたり、没収されている場合が相当数あるという。したがって、イスラエル領内にあるパレスチナ人の不動産と他国にある移住ユダヤ人の不動産を評価し、過不足分を金銭で補償するのが現実的な解決方法である、と語った。

イスラエルとパレスチナの間で表面的な「政治的和解」が成立しても、土

地問題の処理がなされなければ、真の中東和平はありえない。

6 展望

現時点でのパレスチナ問題の解決には悲観的にならざるをえないが、長期的には明るい光が見えないでもない。ユダヤ人社会には、「パレスチナ人社会は弱体であり、パレスチナ人のテロ活動による抵抗は安全保障の問題としては無視すべきある」とか、「パレスチナ人に一寸の土地も戻す必要はない」と強硬な見解を述べる保守派の知識人がいる一方で、ユダヤ人社会の主流を占めるリベラルな東欧アシュケナージ・ユダヤ人には、テロによる被害や治安維持に要する高いコストを考えて、パレスチナ側と永続的な和解を求める者が多い。事実、目の前でもしばしば議論がなされるのを見た。

しかし、現在のアラファト代表の指導の下にあるパレスチナ自治政府との和平については、原則的に拒絶するユダヤ人保守派だけではなく、ユダヤ人中道・左派も、またパレスチナ知識人、とりわけガザ地区の知識人にも反対する人々が多い。現在の自治政府、とりわけアラファト代表の取り巻きは腐敗しており、そのような連中とは和平を結ぶべきではない、との論理である。歴史的に見れば、アラブ世界は民主的な手続きで最高指導者を選んだことがない。病死か暗殺による権力交代だけである。このように捉えると、本格的な中東和平は、高齢のアラファト代表とではなく、ポスト・アラファトの時代に擦れ込む公算が高い。

(追記 本年9月末、イスラエルの保守強硬派、国家議員がエルサレム旧市街にあるイスラム教の聖地において、同聖地の返還を永久に拒否するとの声明にパレスチナ側の不満が爆発し、ガザ地区やヨルダン川西岸の全域にわたる大規模な衝突が勃発し、多数の死傷者が出ていた。イスラエル政府、パレスチナ自治政府の事態収拾の努力にもかかわらず、パレスチナ民衆とイスラエル治安部隊、そしてパレスチナ民衆を保護しようとするパレスチナ治安部隊とイスラエル治安部隊の現場レベルでの衝突は容易に収束しそうにない。

イスラエル治安部隊は、ミサイル弾装備のヘリコプター部隊や、陸軍の機甲化部隊を限定的に導入し、武力鎮圧への姿勢を強めている。現在進行中の中東和平は破綻の危機に直面している。しかし、中長期的には、このリポートで分析したように、双方とも問題解決のために再び交渉のテーブルにつかざるをえないであろう。)

参考資料

木村修三『中東和平とイスラエル』有斐閣、1991年。

立川良司『揺れるユダヤ人国家 ポスト・シオニズム』文春新書、2000年。

Laqueur, Walter and Barry Rubin, ed., *The Israel-Arab Reader: A Documentary History of the Middle East Conflict*, Penguin Books, 1995.

Lutheran World Federation——Jerusalem Department of World Service, *Annual Report* 1998.

The Palestine National Authority, website homepage (<http://www.pna.net/>)

(まつむら・まさひろ／社会学部教授／2000年10月10日受理)

A Socio-Economic Analysis of Israeli Rule over the Palestinians

Masahiro MATSUMURA

This report is a product of the recent author's fieldwork in areas occupied by Israel as well as in the sovereign territory of the Jewish state. The analysis focuses on some socio-economic aspects of Palestinian societies under Israeli rule; the existing inter-ethnic class structure, the restrictions of movement, the repressive nature of public order and law enforcement, educational and employment opportunities under prevailing poverty, medical services, and real estate and confiscation.

By so analyzing the above structural impediments to a permanent peace between the Jewish and the Palestinians, the report conjectures a long-term prospect for more sustainable settlements.